

災害時防災拠点応援活動に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と寒川町婦人会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、寒川町地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急復旧活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- (1) 防災拠点で甲が行う救助及び救護活動の応援に関する事。
- (2) 避難所等での炊出し及び救援物資の配分等に関する事。
- (3) 被災地域の情報収集等に関する事。
- (4) その他必要に応じ協力できる事。

（協力要請）

第3条 甲は乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明記し、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、協力するよう努めなければならない。

（指揮命令）

第5条 災害時における乙の応援活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指名する者が行うものとする。

（合同訓練）

第6条 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成10年1月19日から効力を発生し、甲乙なんら意思表示がないときは、継続されたものとみなす。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

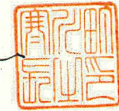
平成10年1月19日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長

藤野 賢一



乙 寒川町倉見2417番地の1

寒川町婦人会

会長

新本波津子

